

二〇二二年度 早稲田大学大学院文学研究科 入学試験問題  
【修士課程】 専門科目 日本史Ⅱ学 コース ※解答は別紙(縦・横書)

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「一」(古代) 次のA・B二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

- A 次の史料について(1)常用漢字を用いて全文を読み下し、(2)現代語に訳した上で、
- (3)内容に関して知るところを簡潔に述べよ。

勅・墾田據養老七年格。限滿之後依例收獲。由是農夫怠倦。開地復怠。自今以後。任爲私財。無論三世一身。悉咸永年莫取。其國司在任之日。墾田一依前格。但人爲開田占地者。先就國・申請。然後開之。不得回。茲占請百姓有妨之地。若受地之後。至于三年。本主不開者。聽他人開墾。

天平十五年五月廿七日

※WEB掲載に際し、所蔵者からの要請により出典を追記しております。  
 早稲田大学図書館提供 EBSCOhost Ebooksより複写  
 類聚三代格 新訂国史大系第二十五巻類聚三代格 弘仁格抄 卷第十五 吉川弘文館 二〇〇〇年発行 第一版  
 ISBN : 9784642003278

B 次の史料を読んで、それぞれの設問に答えよ。

三年三月戊辰朔<sup>a</sup>。右大臣從二位兼行皇太子傳臣藤原朝臣緒嗣言。依臣去天長元年正月廿四日上表。渤海入朝。定以二紀。而今寄言靈仙巧敗契期。仍可還却狀。以去年十一月七日言上。而或人論曰。今有兩君絕世之讓。已越堯舜。私而不告。大仁芳聲。緣何通於海外。臣案日本書紀云。譽田天皇崩時。太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊。固辭曰。豈違先帝之命。輒從弟王之言。兄弟相讓。不敢當之。太子與宮室於菟道而居。皇位空之。既經三歲。太子曰。我久生煩天下。遂於菟道宮自薨。大鷦鷯尊悲慟越禮。即天皇位。都難波高津宮。委曲在書紀。不能以具盡。于時讓國之美。無赴海外。此則先哲智慮。深慮國家。然則先王之舊典。萬代之不朽者也。又傳聞。禮記云。夫禮者。所以定親疎。決嫌疑。別同異。明是非也。禮不辭費。禮不辭節。而渤海客徒。既違詔旨。濫以入朝。偏容拙信。恐損舊典。實是商旅不足。隣客。以彼商旅為客。損國未見。治體。加以比日雜務行事。贈皇后改葬一。御齋會二。掘加勢山溝并飛鳥堰溝三。七道畿內巡察使四。可召渤海客徒五。經營重疊。騷動不違。又頃年早疫相仍。人物共盡。一度賑給。正稅欠少。況復時臨農要。弊多逼送。人疲差役。稅損供給。夫君無爭臣。安存天下。民愛未息。天災難滅。非一人天下。是万人天下。縱今損民焉。德有虧。後賢伏請停止客徒入京。即自着國還却。且示朝威。且除民苦。唯依期入朝。須用古例。臣緒嗣雖久臥疾。然心神既迷。而恩主之至。半死無忘。愚臣中誠。不獲不陳。謹重奉表以聞。不許。

早稲田大学図書館提供 EBS COhost Ebooksより複写  
類聚国史新訂増補国史後編 卷百九十四 吉川弘文館 2000年発行 第一版  
ISBN : 4-642-00307-X

(1) 傍線部 a を常用漢字を用いて読み下せ。

(2) 傍線部 b を現代語に訳せ。

(3) 右の史料に関して知るところを述べよ。

問「二」(中世) 次のA・B二問に答えよ。

A (1) 読み下し文を記せ。

(2) 傍線部の「右大将家」と「二位殿」とは誰か。それぞれ人物名を記せ。

(3) 二つの条文(一つ書き)は、各々何と呼ばれる法理か。それぞれ漢字三字(●

●法)で記せ。

(4) 二つの条文は、全五一箇条からなる法令の一部だが、この法令の制定背景や史的  
的位置について知るところを述べよ。

一、右大将家以後代々將軍并二位殿御時所充給所領等、依本主訴訟被改  
補否事、

右、或募勲功之賞、或依宮仕之勞、捍領之事、非無由緒、而称先祖  
之本領、於蒙御裁許者、一人縦雖開喜悅之眉、傍輩定難成安堵之思  
歟、濫訴之輩可被停止、但當給人有罪科之時、本主守其次、企訴訟  
事、不能禁制歟、次代々御成敗畢後、擬申乱事、依無其理、被棄置  
之輩、歴歲月之後、企訴訟之条、存知之旨罪科不輕、自今以後、不  
顧代々成敗、猥致面々濫訴者、須以不実之子細被書載所帶証文、

一、雖帶御下文、不令知行経年序所領事、

右、当知行之後、過廿ヶ年者、任大将家之例、不論理非不能改替、  
而申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼状不及叙用、

- B
- (1) 左の史料の読み下し文を別紙解答用紙に記せ。
  - (2) 左の史料の傍線①は誰か。その人物の姓名を記せ。
  - (3) 左の史料の傍線②の読みをカタカナで記せ。
  - (4) 左の史料の傍線③の読みをカタカナで記せ。
  - (5) 左の史料の大意を述べ、当時の畿内情勢にも関説せよ(二〇〇〜三〇〇字程度)。

急度令申候、仍同名宗三礼□次、恣御屋形様<sup>①</sup>之御前を申掠、懸諸人惱、依無悪行尽期、既於度々、上様被成御機遣次第淵底御存知之条、不能申分候歟、可及都鄙静謐仕立無之、於各併失<sup>②</sup>面目段候、今度池田内輪存分事、前筑後覚悟、悪事段々、不及是非候、雖然一座被成御赦免、無程被為生害儀、皆々令迷惑候処、家督事無相違、被仰付太松、条々跡目之儀、令安堵候キ、然所彼□体者不渡置、宗三相拘、今度以種々儀、城中へ執入、対同名親類、不及一言之□、諸蔵之家財贓物以相注、早知行等迄進退候事驚存候、如此時者、池田家儀為可令我物、宗三申掠上儀、筑後令生害段、現形之儀候、可歎申以覚悟、宗三一昧族追退、惣同名与力被官相談、城中堅固之旨申事、将亦<sup>③</sup>对宗三父子候て、無子細共親にて候上、相□彼是以難申尽候、雖然万事令堪忍、自然彼心中引立□□之儀、可令馳走歟、結句致扶助、随分成其意来□□、今度河州之儀も、最前請彼身、可致粉骨旨、深重ニ申談、木本ニ右衛門大夫令在陣、彼陣を引破、致自放火、罷退候事、不顧外聞後難、拙身を可相果造意、於侍上者、言語道断働候、所詮宗三父子を被成御成敗、皆致出頭、世上静謐候様ニ、為江州可預御意見旨、撰・丹年寄衆、以一昧之儀、相心得可申之由候、被成御分別、可然様御取合、可為祝着候、恐々謹言、

(天文十七年)

三好筑前守

八月十二日

長慶判

堺道  
波々左  
田源  
高伊  
平丹

問「三」(近世) A・B二問に答えよ。

A 左の史料は宝永七年(一七一〇)、六代將軍徳川家宣の代始めに出された武家諸法度である。これを読んで設問に答えよ。

武家諸法度 ①

一 文武之道を修め、人倫明かにし、風俗を正しくすへき事、

(中略)

一 若非常の変有之時は、其所在ニ随ひて、或は宅地或は領地、其所をりて妄りに動かす、速に其事を注進すへし、若刑罰の事有之時は、使たる者の外、私に出会事をゆるさず、凡使として差遣す者、其人の高下其事の大小を論せず、敢て対捍あるへからざる事、

②附、殿中におひて急変出来らば、同席の輩これを取りはかるへし、其余は各其所を守りて妄りに動くへからず、若其同席に人なきに至ては、其所に近き者ともとりはからふへきは制限にあらざる事、

(中略)

③一 継嗣は其子孫相承すへき事論するに及はず、子ながらんものハ、同姓の中その後たるへき者を撰むへし、凡十七歳より以上は其後たるへき者を撰ミ、現存の日に及ひて望請ふ事をゆるす、或は実子たりと言ふとも、立へき者の外を撰ミ、或は子なくしてその後たるへき者を撰むのときは、親族家人等議定の上を以て、上裁を仰くへし、若其望請ふ所理におもて相合はず并病危急の時に臨みても望請ふ所のことときは、其望請をゆるすへからず、しかりと言へとも、或は父祖の功績或は其身の勤勞、他に異なる輩におもては、望請ふ所なしといへとも、別儀を以て恩裁の次第有へき事、

附、同姓の中継嗣たるへきものなきにおもては、旧例に准して、異姓の外族を撰ミて言上すへし、近世の俗、継嗣を定むる事、或は我族類を問すして、其貨財を論するに至る、人の道たるかくのことくなるへからず、自今以後、嚴に禁絶すへき事、

④一 殉死の禁、更に嚴制を加ふる所也、或ハ徒党を植て、或は誓約を結ぶのとき、妄りに非義を行ひて敢て憲法を犯すの類、一切に嚴禁すへき事、

(中略)

右條々、旧章に由りてこれを修飾す、すへて教令の及ぶ所、遠近一ツによく遵行すへき者也、

宝永七年寅四月十五日

設問 (1) ①の「人倫」とはどのような内容を指すか。

(2) ②に関して、江戸時代の武士は実力行使をするにあたり、当時の身分制社会の中でどのような制約のもとにあったか記せ。

(3) ③を現代語訳しなさい。

(4) ④について、武士の主従関係における「殉死」の理由とその禁止の意味を記しなさい。

B 左の史料を読んで設問に答えよ。

天地萬物之御作者、又其御子、我々御扶手世主<sup>ツクヌス</sup>子之

(花押)

以御合力令染筆候訖、抑從日本國豊後屋形之使者トノ

Ito dō

Mancio

日向屋形之まこ伊藤鈍滿所、又有馬之屋形同大村鈍波留

戸路銘之使者トノ干々石鈍彌解ル、其外原鈍丸知野、中浦

鈍壽理安、肥前國之兩侍、至良摩罷出候、是又右屋形并

(花押)

Cingua dō

Michael

日本諸貴理シタン爲代、發波尊<sup>(ハハ、ウツノミ)</sup>者之御足を奉吸<sup>(ウツク)</sup>、ヲベチ<sup>(ウツク)</sup>ウを爲奉

上、三年之波上を來凌候、然後部禰舍之事及承候、至

古今敵之安地成候ハヌ賢在所一見本意之條、則罷出候、

(花押)

Nataura(sic)

D. Julian

誠從存茂結構中々驚目候、殊各被對我々御慈情、是又

不及筆舌候、然間爲向後覺一筆染置候、是又甚深之

御大切、於自今以後忘却有間敷誌迄候、當所之事者

雖爲遠國、於日域無其隱候、萬一無事歸國候者我々見聞之

(花押)

Fara

D. Martino

(1) この文書は、歴史上のどのような出来事について述べたものか。歴史用語で簡単に解答せよ。

(2) 下段「Nataura」に「sic」(sic)とあるのは、この表記に間違いがあることを示している。間違いを指摘せよ。

(3) 括弧内の注を参考にしながら、全文を現代日本語に訳しなさい。固有名詞等は、原文のまま使用しても、歴史用語として一般的な表記に置き換えても構わない。

問題「四」 (近・現代)

左のA・B二問に答えよ。

A 次の語句を用いて、日本の近現代における移動・輸送手段、およびその付帯事項について、一二〇〇字程度で記しなさい。

\* 語句の配列は順不同である。答案中の指定語句には傍線を付すこと。

鉄道国有法 修学旅行 日本鉄道会社 海外旅行自由化  
東海道新幹線 宝塚唱歌隊 円タク 沿線開発  
首都高速道路 横浜港 新橋 民営鉄道  
ターミナルデパート 特急「つばめ」 集団就職 阪神急行電鉄

B 次の史料を読み、設問に答えよ。(史料は一部省略した箇所がある。)

発覚拘引

古井は直ちに起きて佐賀へ出立の用意を急ぎ、真夜中宿を立ち出でたり。残るは稲垣と妻とのみ、稲垣は遊び疲れの出でたればにや、横になるより快く睡りけるが、妻は一度渡轉せば、生きて再び故国の土を踏むべきに非ず、彼ら同志にして、果して遊廓に遊ばんほどの余資あらば、これをば借りて、途すがら郷里に立ち寄り、切めては父母兄弟に余所ながらの暇乞いもなすべかりしになど、様々の思いに耽りて、睡るとにはあらぬ現心に、何か騒がしき物音を感じぬ。何気なく閉じたる目を見開けば、こはそも如何に警部巡査ら十数名手に手に警察の提燈振り照らしつつ、われらが城壁と特める室内に闖入したるなりけり。アナヤと驚き起たんとすれば、宿屋の主人来りて、旅客検なりという。さてこそ大事去りたれど、覚悟はしたれど、これ妻一人の身の上ならねば、出来得る限りは言いぬけん、巡査の問いに答えて、更に何事をも解せざる様を装い、ただ稲垣と同伴せる旨をいいしに、警部は首肯きて、稲垣には縄をかけ、妻をば別に咎めざるべき模様なりしに、宵のほど認め置きし栗石への手書の、寝床の内より現われしこそ口惜しかりしか。警部の温顔俄に厳めしうなりて、この者をも拘引せよと聲くに、巡査は承りてともかくも警察に来るべし、寒くなきよう支度せよなどなお情けらしう注意するなりき。抗うべき術もなく、言わゆるままに持ち合せの衣類取り出し、あるほどの者を着きつくれば、身はごろごろと芋虫の如くになりて、頓て巡査に伴われ行く途上の歩みの息苦しかりしよ。警察署に着くや否や、先ず国事探偵より種々の質問を受けしが、その口振りによりて屋のほど公園に遊び帰途勤工場に立ち寄りて筆紙墨を買いたりし事まで既に残りのう探り尽されたるを知り、従ってわれらがなお安全と夢みたりしその前々日より大事は早くも破れ居たりしことを覚りぬ。

〔中略〕

護送の途上

いよいよその日ともなれば、また三年振りにて、娑婆の空気に触るる事の嬉しく、かつは郷里より、親戚知己の来り会して懐かしき両親の消息を齎すこともやど、これを楽しみに看守に護られ、腕車に乗りて、監獄の門を出づれば、署の門前より、江戸堀公判廷に至るの間はあたかも人をもて塀を築きたらんが如く、その雑沓名状すべくもあらず。聞く大阪市民は由来政治の何物たるを解せざりしに、この事件ありてより、漸く政治思想を開発するに至れりとか、また以て妻らの公判が如何に市民の耳目を動かしたるかを知るに足るべし。

公廷の審事

明治十八年十二月頃には、嫌疑者それよりそれと増し加わりて、総数二百名との事なりしが、多くは予審の依の目に漉し去られて、公判開廷の当時残る被告は六十三名となりたり。されどなお近來未曾有の大獄にて、一度に総数を入れる法廷なければ、仮に六十三名を九組に分ちて各組に三名ずつの弁護士を附し、さていよいよ廷は開

かれぬ。先ず公訴状朗読の事ありしに、「これより先、磯山清兵衛は(中略)重井、葉石らの冷淡なる、共に事をなすに足る者に非ず」云々の所に至るや第三列に控えたる被告人氏家直国氏は、憤然として怒気満面に潮し、肩を聳やかして、挙動穏やかならずと見えしが、果して十五ページ上段七行目の「右議決の旨を長崎滞在の先発者田代季吉云々」の処に至り、突然第一列にある、磯山清兵衛氏に飛びかかり、一喝して首筋を攪みたる様子にて、場の内外一方ならず騒擾し、表門警護の看守巡查は、いずれも抜剣にて非常を戒めしほどなりき。とかくする内看守、拵丁ら打ち寄りて、漸く氏家を磯山より引き離したり。この時氏家は何か申し立てんとせしも、裁判長は看守押丁らに命じて、氏家を退廷せしめ、裁判長もまたこの事柄につき、相談すべき事ありとて一先ず廷を閉じ、午後に至りて更に開廷せり。爾来公判は引き続き開かれしかど、最初の日の如く六十三名打ち揃いたる事はなく、大抵一組とこれに添いたる看守のみ出廷したり。しかもなお傍聴者は毎日午前三時頃より正門に詰めかけ、三、四日も通い来りて漸く傍聴席に入る事を得たる有様にて、われわれの通路は常に人の山を築けるなりき。

## 〔設問〕

- (1) ここに記された事件の概要と、その直接的な背景となる国内状況について、二〇〇字で述べなさい。
- (2) この史料の筆者について知るところを一〇〇字で述べなさい。
- (3) 傍線部 a について知るところを一〇〇字で述べなさい。
- (4) 傍線部 b について知るところを一〇〇字で述べなさい。
- (5) 傍線部 c の意味するところを一〇〇字で述べなさい。
- (6) この事件の背景となる対外関係について二〇〇字で述べなさい。
- (7) 史料の筆者は、事件に対する大阪市民の反応をどのように認識しているか。また、歴史研究において、どのような調査を行うと、筆者の認識の妥当性を検証できると考えるか。二〇〇字で具体的に述べなさい。



「これより先の余白には絶対に記入しないこと」

(次項へ続く)



——これより先の余白には絶対に記入しないこと——



——これより先の空白には絶対に記入しないこと——